

○厚生労働省令第三十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十二号)第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条に次のたし書を加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

第八十四条中「薬剤師」の下に「看護職員(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。)」を加える。

第八十五条第一項第(五)号中「薬剤師」の下に「看護職員」を加え、同項に次の一号を加える。

三 指定訪問看護ステーション等(指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション(指定介護予防サービス等基準第六十一条第一項にいう指定介護予防訪問看護ステーションをいう。をいう。以下この章において同じ)である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員第八十六条第一項中「又は薬局」を「薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。

第八十九条に次の一項を加える。

三 看護職員が行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げることに由るものとする。
一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要の情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は居宅介護支援事業者等に報告すること。

第九十五条の六中「五人」を「八人」に改める。
第九十五条の七第二項中「八平方メートル」を「六・四平方メートル」に改める。

第九十一条第一項第(五)号を次のように改める。

イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準第一百七十二条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ)の指定を併せて受け、かつ指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準第一百七十二条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者 以下この節及び次節において同じ)の数が十人以上の場合、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が、以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること

第九十一条第一項第(五)号中「当該指定通所リハビリテーションを」を「リハビリテーション」に、常勤換算方法で、(一)以上確保されること」を「利用者が十又はその端数を増すごとに一以上確保されていること」に改め、同条第二項中「であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以上の利用者に対して、一体的に行われるものを単位とする場合にあつては」を「である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が十人以下の場合、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

第九十二条第一項に次の一号を加える。

四 診療所(前(三)号に該当するものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに、以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を一人以上配置していること。

第九十二条第三号中「診療所である」を「診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く)」に改め、同項に次の一号を加える。

四 診療所(療養病床を有するものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。
ロ 食堂及び浴室を有すること。
ハ 機能訓練を行うための場所を有すること。

第九十四条第三項第(一)号の下に「及び第四号」を加える。
第九十四条第四項中「若しくは診療所」を削り、「療養病床に係る病室」の下に「診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室」を加える。

第九十五条に次の一号を加える。

二 診療所(前号に掲げるものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
附則第五条を次のように改める。

第五十二条 削除

附 則

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
○厚生労働省令第三十二号
介護保険法(平成九年法律第百二十二号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「できるものとする」を「できるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二十七号、以下「指定居宅サービス等基準」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう、以下同じ）の職務に従事することができるものとする」に改める。

第二十四条第六号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二十七号、以下「指定居宅サービス等基準」という。）を「指定居宅サービス等基準」に改める。

第二十一条第二項中（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）を削る。

第六十二条第五項中「場合にあつては」を「場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは」に、「とする」を置かないに改める。

第六十六条の見出しを「（登録定員及び利用定員）に改め、同条に次の一項を加える

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一口当たりの利用者数の上限をいう、以下同じ）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の二分の一から五人まで

二 宿泊サービス 登録定員の二分の一から九人まで

第六十二条第二項第二号を次のように改める。

一 居間及び食堂 居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

第六十七条第二項第二号ハ中（通いサービスの利用定員の二分の一から九人までの範囲内において指定小規模多機能型居宅介護事業者が定める、口当たりの利用者の上限をいう、以下同じ。）を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第二条 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号を次のように改める。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

○厚生労働省令第百三十三号

介護保険法（平成九年法律第二十号）第百五十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じた常勤換算方法によることができる。

第八十七条中「薬剤師」の下に「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）を加える。

第八十八条第一項第一号口中「薬剤師」の下に「看護職員」を加え、同項に次の二号を加える。

二 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員

第八十九条第一項中「又は薬局」を「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。

第九十五条に次の一項を加える。

3 看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要を情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は助言を行うこと。

三 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第九十七条第二項第二号イを次のように改める。

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第六十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第六十条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ）の数が十人以下の場合、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

第九十七条第一項第一号口中「当該指定介護予防通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」、常勤換算方法で、〇に改め、同条第二項中「であつて、指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつてはを、である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

第九十七条第一項第一号口中「当該指定介護予防通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」、常勤換算方法で、〇に改め、同条第二項中「であつて、指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体的に行われるものを単位とする場合にあつてはを、である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。